

市制に伴う住所表示方法について

1 住所表示方法に関する骨子について

- (1) 住所表示方法を検討するに当たり、地名が重複しないよう配慮する。
- (2) 住所表示については、都市的なイメージアップを図るため、市制施行に合わせて「大字」、「字」という呼称がある地区については、これらの文字を削除する。
- (3) 土地区画整理事業により町名変更を行い、既に「大字」、「字」のつかない地区については、現行の住所表示とする。
- (4) 住民アンケートにおける全体結果を重視して、「大字」、「字」のつかない地区と同様、原則として大字名は削除し、町全体で統一した住所表示方法とすることが望ましい。しかしながら、大字ごとに住所表示に対する住民の意向が異なるため、「大字」、「字」の呼称がある地区については、以下のとおりとする。

2 住所表示方法の考察について

(1) 大字長湫地区

大字長湫地内では、今後も2地区（長久手中央・下山第二地区）で土地区画整理事業が予定されていることで将来的に町名変更が発生すること、アンケート結果において多くの住民が住所の短縮を望んでいることから、原則どおり大字名を削除した字名のみとする。

(2) 大字岩作、前熊、熊張地区

大字岩作、前熊及び熊張の3地区では、アンケート結果においていずれかの方法で大字名を残すとする住所表示の方が「住所表示を短くする」より多く、又大字名を残す方法として「大字名を残す」より「大字名と小字名を併記する」とする表示方法の方が多いことから、例外的に大字名と小字名を併記する。

3 具体的な住所表示の方法について

上記1及び2に基づき、住所表示（案）の方法を別紙のとおりとする。

別紙

住所表示（案）

大字名（地区数）	住所表示方法	備考
大字なし（４３）	従来どおり	
大字長湫（３３）	大字名を削除 例：大字長湫字東原 →東原	字平池は「平池」、字荒田は「荒田」、字段ノ上は「段の上」とする。
大字岩作（６５）	大字名と小字名を併記 例：大字岩作字城の内 →岩作城の内	
大字前熊（１４）	大字名と小字名を併記 例：大字前熊字下田 →前熊下田	
大字熊張（４２）	大字名と小字名を併記 例：大字熊張字立花 →熊張立花	